

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成27年4月13日 政策調整会議
開 催 日 時	平成27年4月13日（月） 午前9時8分から 午前10時31分まで
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、内田市民環境部長、三田福祉部長、藪塚健康づくり部長、澤田都市建設部長、田中出納室長（田中会計管理者代理）、佐藤水道部長、木村議会事務局長、嶋学校教育部長、島村生涯学習部長、内田監査委員事務局長 （担当課1） 宇野学校給食課長、矢澤同課長補佐、佐藤同課専門員兼管理係長 （担当課2） 佐藤政策企画課長 （担当課3） 宮村市長公室次長兼市政情報課長、大塚同課長補佐兼市政情報係長 （担当課4） 村山総務部参事兼財産管理課長 （担当課5） 紺清総合窓口課長 （事務局） 佐藤政策企画課長、関口同課主幹兼課長補佐、同課政策企画係芦原主任
会 議 内 容	1 学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果報告書について 2 朝霞市における「社会保障・税番号制度」への対応方針について

会 議 資 料	・学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果報告書（案） ・朝霞市における「社会保障・税番号制度」への対応方針 ・マイナンバー社会保障・税番号制度概要資料 ・特定個人情報保護評価計画管理書 ・平成27年3月17日（火）東京新聞記事	
会 議 録 の 作 成 方 針	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☒ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☐ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	
そ の 他 の 必 要 事 項		

【議題】

1 学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果報告書について

【説明】

（担当課 1：宇野）

学校給食調理・洗浄業務の民間委託化について、まず始めに検討を行った経緯等について説明する。

技能労務職員である学校用務員及び運転手については、退職後不補充とする市の方針が示されており、民間への委託化を図りながら、効果的・効率的に行政サービスを提供するとともに定員適正化に努めてきた。

一方、学校給食調理員については、現在明文化されているものがない中で、平成14年10月1日採用を最後に、退職後補充がされていない現状であるが、今後、給食調理員が順次定年を迎え、給食調理及び食器の洗浄業務など学校給食の適切かつ円滑な運営に大きな支障がでることが想定されることから、教育委員会内に「学校給食調理等業務民間委託化検討会議」を設置し、今後の方策について検討を行った。

検討会議では、国の指針を踏まえ学校給食の質の維持を図りながら、より効率的な給食調理業務等の運営について検討を行い、学校給食の教育的意義や質を低下させずに運営するための方策として、学校給食の教育的意義が確保されることを前提に、給食業務の一部委託化を結論付けたものである。

なお、本報告書は、教育委員会定例会及び「学校給食運営審議会」に報告している。教育委員会としては本報告書が委託化という予算執行に関わるものであること、また公有財産の効率的な運用や定員適正化にも資するものであることから、政策調整会議を経て庁議に諮り決定事項とするものとした。

（担当課 1：矢澤）

次に、資料内容を具体的に説明する。まず資料の1ページでは、正規調理員と一般職非常勤職員の現状の人数を記載しているが、現在は3つの給食センターと2つの自校給食室で合わせて正規給食調理員25名、配送運転手3名、一般職非常勤職員99名で調理・洗浄等の業務を実施している。

2ページには、今後の課題である職員の定年による退職人数が記載してあるが、表3によると、今後10年間で正規調理員が12名、配送運転手2名が定年退職を迎え、定年退職だけで現人数の半数が退職することになり、今後の学校給食運営が困難になってしまうことが予想され、その対策について早急に検討する必要がある。

このことについては、他市でも同様の問題が発生しており、5ページの5に他市の状況があるが、朝霞地区3市においても志木市、和光市が委託化を終了し、新座市も現在23校中17校の委託化が終了している状況であり、また県内においても同様の問題が生じている自治体については、調理等の委託化を進めている状況となっている。

前後するが、3ページに掲載しているが、委託化を進めるメリットとしては、調理員の任用、賃金支払等の人事管理事務の軽減やランニングコストの軽減が図れるということが挙げられる。金額の比較については4ページに記載しており、あくまでも試算の段階ではあるが、自校給食室の委託化を実施した場合は全体で約336万円、学校給食センターの委託化を実施した場合は3センター全体で約925万円程度、経費の軽減が図れるという試算となっている。

なお、直営部分の金額の中には委託化の維持管理費の同額がそれぞれ含まれた金額となっている。

この委託化を進める上での様々な検討事項については、5ページの6以降と9ページにまとめて記載しているが、検討会議では、民間委託化以外での検討や委託業務項目の検討、委託開始年度の検討、委託業者の選定方法や契約方法など12項目について順次検討してきた。

この中で、委託化を予定する業務については、先進市の例にならい、作業的業務である給食調理業務の調理、配膳運搬、片付け、清掃と食器等の洗浄業務、食器等の消毒清掃保管業務の3業務のみで、給食の根幹に関わる業務である給食献立の決定や食材料の選定購入・発注は今までどおり市で行なうことを予定しており、委託化することになっても、給食メニューや質は現状どおりの学校給食が提供できることになる。

検討会議ではこのような検討を重ね、その結果として、冒頭にも述べさせていただいたが、まずは第1段階として、スムーズな業務移行を図るため規模や人員の小さい自校給食室から進めることを考え、平成28年度2学期より五小を、平成29年度2学期より四小の給食調理洗浄作業の委託化を順次進めていくという検討結果となった。

次に業者の選定では、学校給食の安全性の確保や衛生管理の上からも優良な業者を選ぶことが必要となる。従って、選定に当たっては、単に価格競争ではなく、業務内容に対して、どのように対応できるかを提案してもらい審査する選考会議方式又はプロポーザル方式とした。なお、契約期間に関しては、他市の状況等から3年程度の複数年契約としている。

学校給食センターの委託化については、自校給食室の委託化を進めておけばしばらくは直営での運営は可能ではあるが、将来的には調理員等の補充はされていない現状があることから、今後計画的に委託等の検討は必要と考えている。

今回の検討結果報告書については、本日の政策調整会議後に庁議に付し、今後、委託化を進めていくという方針が固まり次第、順次委託化についての準備を進めていきたいと考えている。以上が、教育委員会を実施した、学校給食調理・洗浄業務の民間委託化検討結果の概要である。

【意見等】

(薮塚健康づくり部長)

スケジュールについて、市議会への周知はないのか。3月の予算案の審議のみか。

また、検討結果について、再任用職員の活用について述べられているが、民間委託した場合は再任用職員の活用は難しくなるのではないか。

(担当課１：宇野)

政策調整会議、庁議を経て修正が必要となった場合、教育委員会、学校給食運営審議会へ修正後の報告書を提出する。その後、市議会へ報告書を配布することとしたい。

再任用職員について述べている箇所は、削除もしくは修正する。

(木村議会事務局長)

先進市の委託状況について、所沢市、飯能市の視察を行った旨が記述されているが、視察内容や結果は記述されていない。

検討結果について、「委託化を早急に検討する必要がある」という記述と、「規模の小さい自校給食室の委託化を順次進めていく」という記述があり、矛盾していないか。

(担当課１：宇野)

視察の内容や結果について追記することとする。

委託化については「順次進めていく」との記述に改める。

(内田市民環境部長)

他市は市の全体的な計画等に基づいた委託化を進めているようだが、本市では現課の対応でよいのか。平成２５年に策定した定員適正化方針において、アウトソーシングや委託、再任用について触れられているので、これを踏まえた検討結果であることを記述してはどうか。

(担当課１：矢澤)

他の計画に依拠するにしても、各課に内在している問題にどう対処し行政サービスを継続していくか考えるべきである。いずれにしろ、市の意志として固める必要がある。

(重岡危機管理監)

民間委託化のメリット、デメリットについて、メリットとして記述されているコスト軽減の結果が約３００万円では、直営の方がよいと判断する場合もある。メリット、デメリットについて再度精査が必要ではないか。

(担当課１：宇野)

全体的な委託であれば金額的にも圧縮することができるが、委託の内容が調理、洗浄の一部であり、人件費以外でのメリットが出にくい面があるが、コスト軽減額について、共済費を加味し修正し、メリット、デメリットについて再精査する。

(三田福祉部長)

保育園の給食については、平成１６年頃から委託が始まっている。定員適正化計画、行政改革大綱に位置付けられての委託化であったが、食材の購入などを含めた全体的な委託でない限り、確かに人件費だけではメリットが出にくい。

(澤田都市建設部長)

検討結果について、委託業者の選定についてはプロポーザル方式が望ましいとあるが、近隣で実績のある業者は複数あるのか。また、どのような評価軸で行うかはこれから検討するのか。評価の差が出づらいと思うので、項目について検討していただきたい。

(担当課１：宇野)

他市での実績のある業者が、複数ある。プロポーザル方式で選定する場合も、入札で選定する場合も、価格のみではない、事業実績や研修体制等を踏まえた評価項目を検討

していく。

(薮塚健康づくり部長)

自校給食室から順次委託化を行うとのことであるが、学校給食センターの方が先に定年退職者が出るようである。自校給食室から委託化を行う意図は。

(担当課 1 : 矢澤)

自校給食室の方が小規模であるため、影響が少ないと考えてのことである。自校給食室の職員 5 人を学校給食センターに異動し、学校給食センターは直営のままとする。

(内田市民環境部長)

報告書の「(案)」は、どの段階で外れるのか。また、策定年月が「平成 27 年 2 月」と表記されているが、修正が必要ではないか。

(担当課 1 : 宇野)

庁議を経て「(案)」を外すこととする。また、策定年月については、庁議開催の「平成 27 年 4 月」と改める。

【結果】

一部内容を確認の上、庁議に諮ることとする。

【議題】

2 朝霞市における「社会保障・税番号制度」への対応方針について

【説明】

(担当課 3 : 佐藤)

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の概要及び市の方針について、初めに、内閣官房が公表している概要資料を用いて説明する。

まず、マイナンバーの導入趣旨について、番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一の情報であるということの確認を行うための基盤で、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤、インフラである、としている。3、4 ページには制度のメリットが記載されており、窓口における添付書類の提出が簡素化され、市民の利便性が向上されるとともに、情報連携により番号利用によって行政の効率化が図れることが期待されている。

5 ページであるが、個人番号は住民票コードを元に生成され、12 桁の番号が付番される。法人等に対しても 13 桁の番号が付番される。

次に 8 ページであるが、平成 28 年 1 月から交付される予定の個人番号カードの説明である。個人番号カードの券面には、①氏名②住所③生年月日④性別⑤個人番号が記載され、本人の写真も表示され、身分証明としての活用にも使用できることとなる。

10 ページであるが、平成 27 年 10 月から住民票の住所地に右に記載している通知カードが郵送され、その通知カードの申請により、平成 28 年 1 月から個人番号カード

が交付されることになる。

12ページには、マイナンバーの利用範囲が示されており、社会保障分野では、年金、労働、福祉医療その他分野の事務に利用できるとされており、税分野、災害対策分野においても記載の事務等に利用されることになる。記載している事務以外で、社会保障、税、災害対策に関する事務で、市が独自に活用する場合は、独自に条例を制定することで利用できるとされている。

概要については以上であるが、次に、朝霞市の取組方針について説明する。

1ページには、基本方針として、行政運営の効率化及び市民負担の軽減を目的として、マイナンバーを積極的に活用していく旨を記載した。

次に組織体制であるが、政策企画課では、制度導入に向けた事務の総括、関連する条例等の制定などを所管し、市政情報課では個人情報保護に関係する事務、財産管理課ではシステムやセキュリティ対策等にかかる事務、総合窓口課では個人番号カードの交付に係る事務を所管する。その他関連する部署では、マイナンバー利用の対応を進めている。

2ページ、本市に係る事務の部署別の一欄であるが、現時点で、13課室34事務を対象としている。

この表中の網掛けの「ひとり親家庭等医療費給付に関する事務」のみ、マイナンバー法に規定のない事務のため、市が独自に利用する事務として挙げている。

4ページ、(5) 関係例規の整備であるが、平成27年9月議会に個人番号を利用する事務を定める新規条例を提出する予定でいる。

(6) 今後の検討項目であるが、マイナンバーの独自利用と、個人番号カードのICチップの空き領域については、電算システムの改修費用とその効果、また、他市の状況を見ながら検討していくこととし、当面は基本的な路線でスタートしたいと考えている。

説明は以上である。

【意見等】

(島村生涯学習部長)

特定個人情報保護評価の「重点項目評価」と「全項目評価」、パブリックコメントの実施との関係について詳しく説明してほしい。

対応方針4ページ(6) 今後の検討事項のうち、「番号法別表第1」との記載があるが、これは(3) 関係事務一覧を指しているのか。

現在でも住基カードの利用者が少ない状況であるが、マイナンバーカードの発行で益々減ってしまうと考えられる。今後の住基カードの使い道は。

(担当課3：宮村)

現在、本市には「基礎項目評価書」に該当する事務と「重点項目評価書」に該当する事務のみであり、「全項目評価書」に該当する事務はない。今後、重篤な情報漏えいが本市であった場合、「重点項目評価書」に該当する2事務について全項目評価を実施しなければならない。その場合、パブリックコメントの実施、第三者機関の点検が定められている。

「重点項目評価書」に該当する事務については、これらの実施は任意となっており、本市では実施はしないこととしている。県内ほぼ全ての市において、実施はしないとのことである。

なお、第三者機関の点検方法としては、個人情報保護審議会への諮問が望ましいとされており、本市では当該審議会への了承を得たところで、これに関する条例改正案を9月議会に上程することとしている。

(担当課2：佐藤)

「法別表第1」には対象となり得る事務が列記されており、本市の事務と照らし合わせ抜粋したものが2ページの関係事務一覧である。「法別表第1」以外からも市独自利用事務を追加することができるとされており、ひとり親家庭等医療費給付に関する事務が市独自利用の事務である。

(担当課5：紺清)

マイナンバーカードと住基カードは、重複して持つことはできない。現在の住基カード発行率は、7パーセントである。住基カードは有料、マイナンバーカードは無料である。マイナンバーカードを発行すると、新たに住基カードは発行できない。また、住基カードがすでに発行されている場合は回収される。

(三田福祉部長)

2ページの関係事務一覧以外に、後ほど該当する事務が出てきた場合の対応は。

4ページの検討事項、証明書のコンビニ発行について、住基カードの反省点を踏まえて検討していく必要があるかと考えるが、検討はいつまで行うのか。

(担当課3：宮村)

関係事務一覧の事務については、今後、条例改正をしながら事務を追加していく。

(担当課5：紺清)

去年の12月議会では、平成29年の7月までに開始したいとの答弁をしており、それ以前に開始する考えで検討を行っていく。

(木村議会事務局長)

4ページの雇用者としての対応について、源泉徴収に利用とあるが、企業に対しての周知はどのように行っていくのか。

(担当課3：宮村)

すでに国で周知を行っているところであるが、加えて、市においても広報やホームページで企業向けの周知を行う予定である。

(薮塚健康づくり部長)

方針として市民へ公表するには、かなり事務的な内容であるが、対応方針の位置付けは。

基本方針で「社会保障、税又は防災に関する事務のうち」と事務を限定しているが、表記しなくてもよいのではないか。概要資料の12ページ個人番号の利用範囲には、「上記のほかこれらに類する事務」とあり、3つの事務に特定してよいのか。

(担当課3：宮村)

対応方針は庁内向けの資料であり、この資料をもとに各部長へ説明のうえで、市の方

針として決定したいと考えている。市民へ公表するものではない。市民へは別の形で周知をしていく。

(担当課２：佐藤)

社会保障、税又は防災に関する事務にしか利用できない旨が、法に明記されている。今後拡大される可能性もあり、法改正の流れに注目する必要があるが、現在についてはこの３分野に限定されている。

(島村生涯学習部長)

市の方針として公表する文書は、別につくるということでよいか。また、この場では何を決定するのか確認したい。

(担当課２：佐藤)

マイナンバーについては、全庁的に関わる事務と考えている。この場で説明をしたうえで、市としての取組方針として決定したい。その後、市民への周知や条例改正の手続きに入っていきたいと考えている。

(内田市民環境部長)

「方針」という文言を使っているので誤解を招きやすい。内部での調整事項として申し合わせをしたい、との趣旨であると考えてよいか。

今後の検討事項とあるが、どの部署が検討を行うのか。「検討」というあいまいな言葉ではなく、「進める」という言葉の方がふさわしいのではないか。

(担当課２：佐藤)

取組内容としての意味合いが強い。

大きく政策企画課が関わっていくことには変わりはないが、例えばコンビニ交付については総合窓口課、財産管理課が主担当になり調整を行った上で政策企画課と調整する、というようなかたちを考えている。文言については、訂正する。

(三田福祉部長)

県の委託で行っている事務については、どのような扱いとなるのか。

(担当課３：宮村)

委託元で保護評価を実施することとされているが、現在は県からの情報がない状況である。本市の条例に乗せるかどうかは、今後判断していく。

【結果】

一部修正の上、庁議に諮ることとする。

【閉会】